

島根原発 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に 用いる流量計問題に係る県の取組状況について

島根県防災部原子力安全対策課

1. 事案の経過

- (1) 6月30日 中国電力㈱が本事案を発表、県、松江市が立入調査（第1回）
- (2) 7月3日 県議会総務委員会で、県から事案概要と県の対応状況を説明
- (3) 7月15日 知事が原子力規制委員会（以下「規制委」という）へ要請
 - ① 中国電力㈱の調査等を厳格に確認すること
 - ② 徹底した指導・監督を行うこと
- (4) 8月5日 規制委が本事案を保安規定違反（監視）と判定
- (5) 8月6日 県、松江市が立入調査（第2回）
- (6) 8月26日 県議会総務委員会で、県から事案の経過と県の対応状況を説明
- (7) 9月11日 中国電力㈱が調査報告書の提出、知事が中国電力㈱へ申入れ
 - ① 規制委の指導監督の下、再発防止策に取り組むこと
 - ② 県民や関係自治体に、分かり易く説明するよう方法を検討すること
- (8) 同日 原子力規制庁へ要請
 - ① 中国電力㈱へ徹底した指導・監督
 - ② 再発防止策の確認状況の自治体等への説明
- (9) 9月16日 県議会総務委員会で、県から調査報告書の概要と県の対応状況を説明
- (10) 9月17日 県、松江市が立入調査（第3回）
- (11) 10月7日 県議会総務委員会で、中国電力㈱から調査報告書の内容、島根規制事務所及び県から対応状況を説明

2. 立入調査の状況

- (1) 第1回（6月30日）の調査概要
事案の発生状況、問題となった添加水流量計や低レベル放射性廃棄物の保管状況、本事案により周辺環境への影響がないことを確認
- (2) 第2回（8月6日）の調査概要
中国電力㈱が行う調査の手順・体制、外部第三者の関与状況等の調査状況を確認
- (3) 第3回（9月17日）の調査概要
調査報告書に記載された事実関係や原因分析の結果、再発防止対策の検討状況を確認

3. 今後の対応

- (1) 安全対策協議会、顧問会議で聴取した、県民や専門家等の意見を議会へ報告
- (2) 中国電力㈱が行う再発防止対策の進捗状況や規制委の保安検査等の状況に応じて、聴き取りや立入調査等を実施し、申し入れ等の対応を行う